

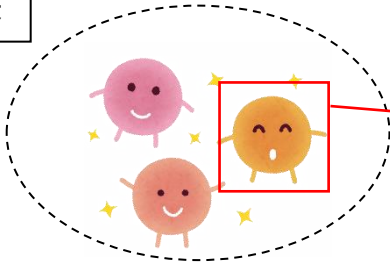
特定施設をお使いのみなさまへ

令和7年4月1日から

排水基準の「大腸菌群数」が 「大腸菌数」に変更されます！

令和4年4月「環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準」の改正に伴い、令和6年1月「排水基準を定める省令」が改正されました。令和7年4月1日より、排水基準のうち、「大腸菌群数」が「大腸菌数」に改められ、同項目に係る許容限度も以下のとおり変更されます。

従来



項目：**大腸菌群数**

大腸菌の他、ふん便に無関係で、植物・土壌・水などに存在している菌も含まれています。

許容限度：

日間平均 **3,000 個/cm³**

令和7年4月1日以降



より簡便な
大腸菌の
培養技術が確立

項目：**大腸菌数**

人や動物の腸内に存在している菌。排水のふん便による汚染をよりの確にとらえることができるようになりました。

許容限度：

日間平均 **800CFU/mL**



放流水の塩素消毒を適切に行いましょう！
～定期的な消毒薬の補充・筒の清掃を忘れずに～

特定施設に関する届出について

特定施設をお使いのみなさま、こんなことはありませんか？

増築するんだ！

浄化槽もう使わないわ～

引退して息子が
代表になったんじゃ

法人化した～い！



それ、特定施設の届出が必要です。



あれ、うちって特定施設なんだっけ…？

何年も前のことだし覚えてないよ～～

やり方教えて…(><)！！

気軽に家保に相談するといいワン！

届出の詳細は神奈川県ホームページをチェック！⇒



神奈川県湘南家畜保健衛生所

〒259-1215

平塚市寺田縄345

TEL 0463-58-0152

FAX 0463-58-5679